

令和元年第4回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 12月3日～12月17日：15日間）

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
12月	3日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第2号・選挙第3号 3. 同意案第2号 4. 承認第7号 5. 第54号議案～第66号議案 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
12月	4日	水	休 会		
12月	5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第7号 3. 第54号議案～第66号議案 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
12月	6日	金	休 会		
12月	7日	土	休 会		
12月	8日	日	休 会		
12月	9日	月	休 会	委員会	
12月	10日	火	休 会	委員会	
12月	11日	水	休 会	委員会	
12月	12日	木	休 会	委員会	
12月	13日	金	休 会	委員会	
12月	14日	土	休 会		
12月	15日	日	休 会		
12月	16日	月	休 会		
12月	17日	火	開 議 午前10時		1. 第54号議案～第66号議案 2. 意見書案第14号～意見書案第19号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会

令和元年12月3日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和元年11月1日、12日、19日、21日、27日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 水道事業会計     | 平成31年度4月分～5月分 |
| (2) 一般会計及び特別会計 | 平成31年度4月分～5月分 |
| (3) 病院事業会計     | 平成31年度4月分     |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和元年9月30日、10月8日、29日、11月8日、26日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 人権男女共同参画課  | 平成29年度<br>平成30年度 |
| (2) 安全安心まちづくり課 | 平成29年度<br>平成30年度 |
| (3) 健康増進課      | 平成29年度<br>平成30年度 |
| (4) 教育施設課      | 平成30年度           |
| (5) 学校教育課      | 平成30年度           |

(意見書の提出)

令和元年9月26日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- (2) 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書
- (3) 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書
- (4) 日米地位協定の抜本改定を求める意見書

議事日程 (第1号)

令和元年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第2号 中間市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 3 選挙第3号 中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 4 同意案第2号 教育委員会教育長の任命について  
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(消防ポンプ自動車の購入について)  
(日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 第54号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第55号議案 令和元年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)  
(日程第6～日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 第56号議案 中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第57号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第58号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第59号議案 中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第60号議案 中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第61号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第8～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第62号議案 中間市基金の運用の特例に関する条例
- 日程第15 第63号議案 中間市公共下水道事業の設置等に関する条例  
(日程第14～日程第15 提案理由説明)

日程第16 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市生涯学習センター）

（日程第16 提案理由説明）

日程第17 第65号議案 中間市道路線の認定について

日程第18 第66号議案 中間市道路線の変更について

（日程第17～日程第18 提案理由説明）

日程第19 会議録署名議員の指名

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（15名）

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	15番 井上 太一君
16番 下川 俊秀君	

---

#### 欠席議員（1名）

8番 草場 満彦君

---

#### 欠 員（1名）

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	白尾 啓介君
教育長 ……………	片平 慎一君	総務部長 ……………	園田 孝君
市長公室長 ……………	田中 英敏君	市民部長 ……………	安徳 保君
保健福祉部長 ……………	船津喜久男君	建設産業部長 ……………	藤田 宜久君
教育部長 ……………	佐伯 道雄君		
環境上下水道部長 ……………			井上 一君
市立病院事務長 ……	貞末 孝光君	消防長 ……………	三船 時彦君
総務課長 ……………	後藤 謙治君	財政課長 ……………	蔵元 洋一君

企画政策課長	……	濱田 学君	課税課長	……	芳賀麻里子君
健康増進課長	……	岩河内弘子君	都市計画課長	……	白石 和也君
建設課長	……	原口 憲一君	産業振興課長	……	山本 竜男君
生涯学習課長	……	米満 孝智君	下水道課長	……	高田洋次郎君
消防総務課長	……	伊藤 裕之君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	谷山 隆二君
書記	志垣 憲一君	書記	石田 花野君

---

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、令和元年台風19号等により多くの尊い命が失われました。犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。議場の皆様、ご起立をお願いします。

（黙祷）

○議長（下川 俊秀君）

黙祷を終わります。お座りください。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。これより令和元年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

---

### 日程第2. 選挙第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、選挙第2号中間市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員に、日浅恭亘君、井上俊子さん、松本充子さん、原田慶雄君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、中間市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員に当選されました。

---

### 日程第3 選挙第3号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第3、選挙第3号中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員補充員に、野崎幸市君、平池千里さん、安田光太郎君、大塚隆章君、以上の4名を指名し、補充の順位については、ただいま指名した順位といたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、中間市選挙管理委員会委員補充員の当選人と決定し、補充の順位については、指名した順位とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員補充員に当選し、補充の順位については、議長が指名した順位とすることに決定

いたしました。

---

#### 日程第4．同意案第2号

**○議長（下川 俊秀君）**

次に、日程第4、同意案第2号教育委員会教育長の任命についてを議題いたします。  
提案理由の説明を求めます。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

皆様、おはようございます。同意案第2号教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育長であります片平慎一氏が、来年1月3日をもちまして任期満了となります。つきましては、後任の教育長の任命に当たり、教育行政に高い識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

討論なしと認めます。

これより同意案第2号教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

.....  
午前10時09分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第5. 承認第7号**

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについて（消防ポンプ自動車の購入について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第7号消防ポンプ自動車の購入についての取得価格につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

消防ポンプ自動車の購入につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和元年第2回定例会において議決をいただき、本年6月28日付で本契約を締結しておりますところ、同年10月1日に実施されました消費税及び地方消費税の増税により、取得価格を変更する必要が生じました。

本件は、新たに財産を取得するものではございませんが、変更後の取得価格につきまして議会の議決を要すると解されますところ、消費税増税の実施日までに当該変更を踏まえた財務上の事務処理を行う必要がありましたことから、本年10月1日付で取得価格を3,993万円とし、取得価格を変更することにつきまして専決処分といたしました。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております承認第7号に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第6. 第54号議案**

**日程第7. 第55号議案**

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第6、第54号議案及び日程第7、第55号議案の補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第54号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳出の主なものといたしましては、衛生費におきまして、予防接種を受けられる方の増加に伴い、予防接種委託料を330万円追加計上いたしております。

土木費におきましては、公共下水道事業特別会計において資本費平準化債を借り入れることに伴い、公共下水道事業特別会計繰出金を1億2,530万円減額いたしております。

教育費におきましては、小学校の教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費、これを950万円計上いたしております。

災害復旧費におきましては、岩瀬南町墓地の崖部分の一部崩落に伴うのり面補修工事費を330万円追加計上いたしております。

公債費におきましては、起債の返済の平準化を目的とした借換債の借り入れに伴い、長期債償還元金を42億100万円追加計上いたしております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきまして、子どものための教育・保育給付費国庫負担金を770万円、県支出金におきまして、子どものための教育・保育給付費県負担金を380万円、児童手当県負担金を80万円計上いたしております。

繰入金としましては、財源調整に伴い、財政調整基金繰入金を9,300万円減額し、小学校の教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費のため、子孫にのこすふるさとづくり基金繰入金を950万円計上いたしております。

市債としましては、岩瀬南町墓地の崖部分の一部崩落に伴い、災害復旧事業債を430万円、起債の借りかえのため、農林水産業債借換債など借換債を10件、合計42億4,880万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ41億8,192万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ230億1,150万7,000円とするものでございます。

次に、第55号議案令和元年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより、受益者負担金報奨金340万円を追加するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことにより、受益者負担金1,340万円を、また、下水道事業債の元金償還年数を平準化するための下水道事業債として、資本費平準化債1億1,530万円を追加し、一般会計繰入金を

1億2,530万円減額するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ340万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,075万8,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております補正予算2件に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 8. 第56号議案

日程第 9. 第57号議案

日程第10. 第58号議案

日程第11. 第59号議案

日程第12. 第60号議案

日程第13. 第61号議案

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第8、第56号議案から日程第13、第61号議案までの条例改正6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

#### ○市長（福田 浩君）

第56号議案中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

改正の主な内容といたしましては、会計年度任用職員の期末手当につきまして、国による財政的措置が見込まれることを踏まえた県からの指導を受けまして、一般の職員と同様の取り扱いとするものでございます。

なお、具体的には、再任用職員と同率の1.45カ月分から一般の職員と同率の2.6カ月分とするものでございます。

また、会計年度任用職員の導入及び運用に係る所要の改正をあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第57号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年の人事院勧告に基づき、一般職職員の給与の改定を行うものでございます。

本年の人事院勧告は、給料表の給料月額にあつては、人材の確保、官民の初任給における格差の是正を目的として、30歳台半ばまでの若年層について、給与水準を平均0.1%引き上げることにより、大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度の初任給を

2,000円引き上げ、本年4月1日に遡及し適用すること、期末勤勉手当にあっては、民間の支給割合に見合うように0.05カ月分引き上げ、勤勉手当に配分すること、また、住居手当にあっては、公務員宿舍使用料の上昇及び民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げることを勧告するものでございます。

しかしながら、現在の本市の財政状況等を鑑みると、全てを勧告どおりに改定することは困難な状況でございますことから、適用を令和2年1月からとし、本年4月からの遡及は行わず、住居手当においては、改定しないことといたしております。

なお、施行日につきましては、令和2年1月1日といたしております。

次に、第58号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、固定資産税の課税等に関する業務を行うシステムについて、課税課が所管する課税システムからこのたび導入された基幹系の新システムに移行したことにあわせ、各種税務証明書の様式、業務内容の見直し等を行ったことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、資産に関する証明書につきまして、これまでは土地と家屋とで別々に発行しておりましたが、システムの変更に伴う様式の見直しにより、1つの書面で発行されることとなり、それぞれ別に証明書の交付を受ける必要がなくなりました。

これにより、1回の証明書発行に当たって掲載される情報量が増加しましたことから、2ページ目以降1筆または1棟増すごとに徴収している追加加算金額を、30円から50円に引き上げるものでございます。

なお、この追加加算金額の引き上げを行った場合におきましても、先ほど申し上げましたとおり、土地と家屋について、それぞれ別に証明書の交付を受ける必要がなくなりましたことから、多くの利用者につきましては、手数料の負担が軽減される見込みでございます。

また、地籍図の写しにつきまして、事務の見直しを行い、利用実績がほとんどなく、作成に当たって他課が保有する特別な印刷機器を使用する必要があるA1サイズのを発行しないことといたしましたことから、当該サイズに係る記載を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、これらの変更の周知期間を考慮いたしまして、令和2年4月1日といたしております。

次に、第59号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

近年、農業就業者の急速な減少及び高齢化に伴い、次世代を担う意欲ある担い手の育成及び確保が全国的に課題となっております。

これを受けまして、国は、農業委員会等に関する法律を平成28年に改正し、担い手へ

の農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止及び解消など、農地利用の最適化を図ることを職務とする農地利用最適化推進委員の制度を新設し、政令で定める要件を満たさない地方自治体に対し、同令で定める基準に従い、条例で定める数の農地利用最適化推進委員の委嘱を義務づけました。

今回の条例改正は、本市において認定農業者等が耕作する農地の面積が農地全体の70%未満となり、政令で定める要件を満たさなくなったことにより、農地利用最適化推進委員を委嘱する必要性が生じたことに伴うものでございます。

条例の内容といたしましては、農地利用最適化推進委員の定数を3人とし、あわせて、本市の財政状況に鑑み、農業委員会の委員の定数を13人から7人へと減員するものでございます。

また、附則におきまして、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、農地利用最適化推進委員の報酬について規定するものでございます。

具体的には、基本給を農業委員会の委員と同額とし、積極的な活動と推進のため、成果実績に応じた報酬の支給を求める農林水産省からの要請を踏まえて能率給を設け、その額について予算の範囲で市長が定めるものといたしております。

なお、この条例の上程に当たりましては、農業委員会と十分協議いたしております。

また、条例の施行日につきましては、現職の農業委員会の委員の任期満了に合わせまして、令和2年7月20日といたしております。

次に、第60号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「中間市行政経営プラン（改訂版）」及び「中間市使用料・手数料見直しに関する基本方針」に基づき、レンタサイクル事業の今後について検討の上、同事業を持続的に実施するため、レンタサイクルの品目及び使用料を見直すものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、現在貸し出しを行っております普通自転車と音声ガイドサービス端末につきまして、運用を開始した平成28年度以降、普通自転車にあっては利用実績がなく、音声ガイドサービス端末にあっては利用実績が1件でありましたことを踏まえ、貸し出しを取りやめることにしましたことから、これらに係る規定を削除するものでございます。

また、引き続き、レンタサイクルとして貸し出しを行う電動アシスト自転車につきましては、購入費及び維持管理費、年間の利用者数等を勘案し、1回当たりの使用料を700円から300円引き上げ、1,000円とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第61号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど第60号議案でご説明申し上げました「中間市行政経営プラ

ン（改訂版）」及び「中間市使用料・手数料見直しに関する基本方針」に基づく地域交流センターの使用料の見直し、及び本年7月に福岡県議会において可決成立した福岡県宿泊税条例による宿泊税の新設に伴うものであります。

改正の主な内容といたしましては、まず、使用料につきましては、同施設の建設費及び維持管理費、現在の利用状況を勘案し、和室等一部の施設の使用料を1時間当たり110円引き上げるものでございます。

また、宿泊使用の場合におきまして、福岡県宿泊税条例の規定により、本市が宿泊税の特別徴収義務者となりますことから、宿泊による施設利用者から使用料に加え、宿泊税を徴収する旨を定めるものでございます。

なお、宿泊税につきましては、1人当たり1泊につき200円となっております。

また、条例の施行日につきましては、県条例の施行日に合わせ、令和2年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正6件に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第14. 第62号議案

#### 日程第15. 第63号議案

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第62号議案及び日程第15、第63号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

#### ○市長（福田 浩君）

第62号議案中間市基金の運用の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、本市の予算における資金の柔軟な運用を目的として、基金の運用方法の特例について定めるものでございます。

地方公共団体は、地方自治法第241条の規定により、条例の定めるところにより特定の目的のために基金を設置することができ、設置した基金は、確実かつ効率的に運用しなければならないとされております。

本市におきましても、条例により複数の基金を設置し、確実かつ効率的な運用を行っておりますが、市の内部での資金運用をより柔軟に行うため、運用方法の特例として、中間市一般会計に繰り入れる繰り入れ運用を可能とするものでございます。

また、繰り入れ運用を行う基金は、一般会計に属する基金のうち、この条例で定める運用方法になじまないものを除いた基金を対象とし、基金の確実かつ効率的な運用を義務づ



ける法の規定に照らし、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を設定することとしております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第63号議案中間市公共下水道事業の設置等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、本市の公共下水道事業につきまして、公営企業会計に移行することを目的とするものでございます。

公共下水道事業につきましては、財政マネジメントの向上等への的確な取り組みにより長期的に安定した運営を持続していくことを目的として、総務大臣から公営企業会計の適用の推進を求める通知がなされております。

本市におきましても、この通知を踏まえ、今後予想される厳しい経営環境に対応し、市民の皆様へ安定した下水道サービスを提供するため、公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することにより、財務内容の明確化、経営基盤の強化及び持続可能な事業運営の確立を図るものでございます。

条例の内容といたしましては、地方公営企業法の財務規定等の適用、重要な資産の取得及び処分等の公営企業会計による予算の執行に当たって条例で定める必要がある事項について定めるものであります。

また、公営企業会計への移行に伴い、現行の公共下水道事業特別会計を廃止する必要がありますことから、附則におきまして、中間市特別会計設置条例を改正し、中間市公共下水道事業特別会計に関する規定を削除いたしております。

なお、条例の施行日につきましては、公営企業会計により予算の執行を開始する令和2年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（下川 俊秀君）**

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### **日程第16. 第64号議案**

**○議長（下川 俊秀君）**

次に、日程第16、第64号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市生涯学習センター）を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、柴田広辞君の退席を求めます。

（13番 柴田 広辞君 退席）

**○議長（下川 俊秀君）**

それでは、提案理由の説明を求めます。福田市長。

## ○市長（福田 浩君）

第64号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市生涯学習センターは、市民の生涯学習の拠点として、教養、文化及び体力の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする施設でございます。

同施設の管理運営につきましては、設置目的の効果的な実現及び効率的な運営のために民間のノウハウを活用することを目的とし、指定管理者による管理を行っておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

同施設につきましては、これらの目的を達成するため、指定管理者による管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和2年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、株式会社西日本医療福祉総合センター1社の申請がございました。

当該申請を受けまして、同条例施行規則に基づき設置した指定管理者選定委員会において、施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類による1次審査及び審議を行い、その結果、同社を指定管理者の候補者として選定いたしております。

選定の理由といたしましては、同社は、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても、当該施設の基本理念など目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ具体的な事業展開が期待できること、民間企業のノウハウを活かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることなどが高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和2年度末までに策定される社会教育施設等の改修、建てかえ、除却、統合等の個別施設計画により示される方向性に準じた対応に要する期間を考慮し、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とするものでございます。

以上により、株式会社西日本医療福祉総合センターを中間市生涯学習センターの指定管理者として指定し、指定期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第64号議案に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

柴田広辞君の入室を求めます。

（13番 柴田 広辞君 入室）

---

日程第17. 第65号議案

日程第18. 第66号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第65号議案及び日程第18、第66号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第65号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、徳若5号線、中ノ谷10号線及び中ノ谷11号線の3路線でございます。

まず、徳若5号線につきましては、土地の地権者から当該路線の寄贈を受けたことにより認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員6.13メートル、実延長27.29メートルでございます。

次に、中ノ谷10号線及び中ノ谷11号線につきましては、上底井野地内の開発行為に伴い、当該道路の帰属を受けたことにより認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、中ノ谷10号線にあつては、幅員6.08メートル、実延長28.13メートル、中ノ谷11号線にあつては、幅員6.15メートル、実延長139.42メートルでございます。

以上のとおり、3路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第66号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、乗越・浄花寺線及び吉隈2号線の2路線でございます。

まず、乗越・浄花寺線につきましては、現在、西川水路1号橋が市道認定されておらず、社会資本整備総合交付金対象の管理橋梁と認められていないことから、当該橋梁の維持管理及び補修のため社会資本整備総合交付金の対象とすべく延長をするものであります。

また、吉隈2号線につきましても、現在、二岩瀬橋が市道認定されておらず、社会資本整備総合交付金対象の管理橋梁と認められていないことから、当該橋梁の維持管理及び補修のため社会資本整備総合交付金の対象とすべく延長をするものであります。

道路の概要といたしましては、乗越・浄花寺線にあつては幅員9.46メートル、実延長1,112.55メートルを幅員9.46メートル、実延長1,117.31メートルに、吉隈2号線にあつては幅員3.65メートル、実延長101.60メートルを幅員3.75メートル、実延長119.26メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、2路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会

の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、12月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第19. 会議録署名議員の指名**

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において安田明美さん及び掛田るみ子さんを指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時38分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下   川   俊   秀

議 員            安   田   明   美

議 員            掛   田   る   み   子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員